

**R3.1.18 修正版**

参考資料

- 1 第5次見附市総合計画後期基本計画 策定体制
- 2 見附市総合計画審議会条例
- 3 まちづくり総合審議会 委員名簿
- 4 「地方創生」に関する市・国・県の最近の動き
- 5 第5次見附市総合計画後期基本計画策定の経過

### 3 前期基本計画の進捗状況

前期基本計画では「基本施策の達成度をはかる指標」として、都市の将来像を実現するための基本目標1～4で39項目、第7次行政改革大綱（基本目標5）で3項目を設定し、計画の進捗状況をはかる仕組みを作りました。

前期基本計画の計画期間が、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとなっていることから、指標の達成度は途中経過となりますが、令和2年9月30日現在での進捗状況について評価検証を行いました。

#### ○ 評価の方法

令和2年9月30日時点で把握している数字（令和1年度実績、令和2年度市民アンケート）をもとに、前期基本計画で設定した目標及び基準年に対して、以下の考え方で評価を行いました。

- ◎（達成）：計画で設定した目標を達成
- （数値向上）：計画で設定した目標を達成していないが、数値が向上したもの
- △（数値維持）：計画で設定した目標を達成していないが、数値を維持したもの
- ×（数値悪化）：計画で設定した目標を達成しておらず、さらに数値が悪化しているもの

#### （1）都市の将来像を実現するための指標について（基本目標1～4）

前期基本計画で設定した目標を達成した項目（**28項目**）と、基準年から数値が向上した項目（6項目）を合わせると**34項目、87.1%**となっており、計画の進捗は順調に推移していると考えられます。また、人口問題については、本市は県下でも人口減少の少ない状況にありますが、指標として掲げた「出生数の維持」については、計画期間で1度も目標を達成することが出来なかったことから、目標値の見直しとともに、後期基本計画に引き継がれるべき課題として認識しています。

#### ① 全体の達成状況

	◎（達成）	○（数値向上）	△（数値維持）	×（数値悪化）	合計
指標数	<b>28項目</b>	6項目	<b>2項目</b>	3項目	39項目
割合	<b>71.7%</b>	15.4%	<b>5.1%</b>	7.8%	100%

⇒◎+○=**34項目（87.1%）**

② 指標ごとの達成状況

基本目標	基本施策	指標	前期基本計画の指標値		進捗状況	
			基準 (H27年度)	目標 (R2年度)	現状	達成状況
1 人 と 自 然 が 共 生 し 健 や か に 暮 ら せ る ま ち づ く り	(1) 日本一健康なまちをめざします	要支援・要介護認定率	16.9%	19.2%以下	17.6%	◎
		国保特定健診の受診率	52.6%	56.0%	50.8% (H30)	×
	(2) だれもが生き生きと暮らせるまちをめざします	「高齢者のための保健・福祉サービスの充実」満足度	62.3% (H26)	増	74.5%	◎
		悠々ライフ参加延べ人数	6,923人	6,000人	7,048人	◎
	(3) 地域から始める地球環境保全に取り組みます	1人1日当りのごみ排出量	873g	839g以下	869g	△
		リサイクル率（資源化率）	18.5%	21.1%	15.0%	×
	(4) 花と緑のある暮らしの創出を目指します	「公園や緑地、広場などの整備状況」満足度	56.5% (H26)	増	57.1%	◎
2 産 業 が 元 気 で 活 力 あ る ま ち づ く	(1) 新しい産業づくりを推進します	起業創業の件数（累計）	3件	20件	24件	◎
	(2) 見附型地域産業の育成支援に取り組みます	農業担い手の農地面積割合	46.4%	53.0%	59.6%	◎
		製造品出荷額等	909億円 (H25)	960億円	1,119億円 (H29)	◎
	(3) 観光による地域経済の活性化を推進します	観光客来訪者数	143万人	165万人	172万人	◎
		オープンファクトリー来場者数	2,149人	6,500人	9,246人	◎
	(4) 雇用対策を推進します	「働き場所の豊富さ」満足度	22.1% (H26)	増	34.4%	◎
		主要企業の地元就職率	46.4%	50.0%	40.3%	△
3 安 全 安 心 な 暮 ら し や す い ま ち づ く り	(1) 災害に強いまちづくりを推進します	「地震や風水害などに対する防災対策」満足度	66.1% (H26)	増	67.0%	◎
		防災訓練参加者数	15,000人	1万人以上	11,681人	◎
	(2) 消防・救急体制を整備します	「消防や救急時の体制」満足度	85.4% (H26)	現状維持 あるいは増	84.0%	◎
	(3) 地域の安全安心の確保に取り組みます	市内での犯罪発生件数	192件	減	170件	◎
		「防犯対策や治安の維持」満足度	73.9% (H26)	増	74.7%	◎
	(4) 歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます	主要なまちなか賑わい施設の来場者数	160万人	200万人	189万人	○
		市街化区域内でのゾーン30取組区域の割合	8.4%	25.1%	13.6%	○
	(5) 利便性の高い交通体系づくりを推進します	コミュニティバスの利用者数	118,044人	200,000人	184,647人	○
		「道路や橋などの整備状況」満足度	63.0% (H26)	増	71.2%	◎
	(6) 住みつがれる環境づくりに取り組みます	ウエルネスタウンみつけ分譲率	造成準備中	100%	18.9%	○
見附市定住促進・健幸住宅取得補助金補助件数		33件	毎年35件	55件	◎	
(7) 快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます	水道老朽本管残存延長	248m	0m	44m	○	
	ガス腐食劣化対策管（本管）残存延長	8,981m	0m	1,461m	○	

基本目標	基本施策	指標	前期基本計画の指標値		進捗状況	
			基準 (H27年度)	目標 (R2年度)	現状	達成状況
4 人が育ち人が交流するまち	(1) 子育て環境の充実に努めます	出生数の維持	292人	300人	238人	×
		「子育て支援」満足度	62.6% (H26)	増	69.9%	◎
	(2) たくましく生きていく「生きる力」を育成します	児童・生徒の平均正答率（全国学力学習状況調査）	小・中 平均以上	小・中 平均以上	小・中 平均以上	◎
		体力の合計点（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小・中 国平均以上	小・中 平均以上	小・中 平均以上	◎
	(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます	児童・生徒1人あたりの学校応援団（保護者、地域の人材）の人数	2.09人	2.7人	2.7人	◎
		見附市小中学校共通アンケートで自分の住んでいる地域が好きな子どもの割合	94%	90%	94%	◎
	(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します	就学支援に関する相談を行った児童・生徒の割合	1.33%	増	2.74%	◎
		「小・中学校の整備状況や体制」満足度	72.1% (H26)	増	73.9%	◎
	(5) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます	「生涯学習環境の充実」満足度	59.8% (H26)	増	64.9%	◎
	(6) 市民と行政の協働を推進します	「市民と行政によるまちづくりの推進」満足度	57.2% (H26)	増	66.3%	◎
「地域コミュニティなどの地域交流」満足度		61.9% (H26)	増	68.6%	◎	
(7) 交流を広げ深める取り組みを推進します	市外から転入した人数（毎年10/1～9/30の数値）	869人	毎年+50人	940人 (+71人)	◎	

※ 着色した指標は、市民アンケートにおける満足度で、数値（%）は「満足」、「やや満足」の合計値。

## （２）第7次行政改革大綱の指標について（基本目標5）

前期基本計画で設定した目標の達成状況は、「人口当たりの職員数」では県内市の中で2番目に少なく、概ね水準を維持できたと評価しています。一方で「自主財源比率」については、基準年から自主財源額は増加しているものの、近年、大型の公共事業を実施したことにより依存財源額が大きく増加したことにより自主財源比率は下がり、目標達成には至りませんでした。また「将来負担比率」についても、大型の公共事業による市債残高の増加および財政調整基金等の基金残高の減少により、県平均以下を維持することはできず目標を達成できませんでした。なお、将来負担比率は、ガス事業の譲渡による基金残高の増加などにより、令和2年度以降、当面の間は現状よりも60ポイント程度減少する見込みであり、県平均以下を維持できる見通しとなっています。

基本目標	基本施策	指標	前期基本計画の指標値		進捗状況	
			基準 (H27年度)	目標 (R2年度)	現状	達成状況
5 行政経営計画	(1) 行政運営の見直しを進めます	「人口当たりの職員数」の水準	県内市の中で最も少ない職員数（政令市除く）	水準の維持	県内市で2番目に少ない	◎
	(2) 収入の確保に努めます	自主財源比率	44.4%	47.5%	38.8%	×
	(3) 支出の適正化に努めます	将来負担比率	62.7%	県平均以下を維持	145.9% (県平均:103.9%)	×

また、結婚、出産、子育てへの支援は、健診費や医療費の経済的な支援、「妊娠・出産・育児」を包括的に支援する「ネウボラみつけ」の立ち上げ、妊産婦への支援や「放課後児童クラブ」の充実を図るなど、環境整備を行いました。一方、結婚支援策や不妊・不育症治療費の助成を行うなど包括的な取り組みを行うものの、出生数の維持には繋がりませんでした。

人生 100 年時代と言われる中、高齢者の生きがいや地域コミュニティを中心とした交流を通じて、ソーシャルキャピタルを高めるとともに、雇用機会の充実や健康への取り組みを促すなど、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう環境を整えました。

### (3) 産業が元気で活力あるまちづくり

地域経済や産業全体が元気で活力を取り戻すことにより、雇用の確保や若者の定住につながる施策を進め、労働人口の減少が深刻となる中、地場産業の振興や後継者の確保を図るとともに、付加価値の高い産業を目指し、各施策を推進しました。

見附が有する素材や人材といった地域資源を最大限に生かし、基幹的な地域産業である繊維産業への支援や情報発信などを行うと共に、アウトレットショップ「プリメイラ」やネーブルみつけの「みらい市場」、インターネットショッピングモール「どまいち」のリニューアル、「パティオにいがた」の地元農産物販売の更なる充実などにより **地域経済の活性化**に繋がりました。また、中部産業団地の分譲完了や **進出企業の操業開始**により、経済効果と地域雇用の促進や若者の定住促進に寄与しました。

また、働く場の充実については、「みつけ生涯現役促進協議会」を立ち上げ、55 歳以上の高齢者が持つ豊富な経験・技術を活かし、生活や能力に合わせた多様な雇用・就業機会を創出し、企業の人材不足の解消、高齢者が生涯に渡って活躍できる地域を目指し、企業と就業希望者のマッチングを図り、労働人口の確保や経済活性化に寄与しました。観光面は、施設の充実を図ると共に、他市と広域連携での情報発信をするなどし、観光客の増加に繋がりました。

### (4) 選ばれるまちづくり

安心して暮らせる住みやすい住環境や特徴のあるまちづくりによる見附市の魅力を発信し、人口減少社会にあっても定住先として選ばれ、住む人が心豊かに暮らし続けられるまちを目指しました。

だれもが安心して生活できるよう、医療環境の体制整備や介護サービスの量と質の充実を図ると共に、自主防災組織による共助の充実を図るなど、災害に強いまちづくりを進めました。また、歩きやすい快適な歩行空間のためバリアフリー化された歩道の延長や歩行者の安全確保のためゾーン 30 のエリア設定箇所を広げるなど、健幸都市の社会インフラの整備を推進しました。一方で、公共交通インフラは、民間路線バスの廃線への対応として、新たな地域にデマンドタクシーを利用できるようにするなど公共交通空白地域の解消を図りました。

移住や定住の促進を図るため、U・I ターン者への各種補助制度、見附市を離れて暮らす出身の方々や応援者で構成される「見附さぼ一た」との交流会を開催するなど交流の場の提供に努めました。

## 6 土地利用から見たまちづくりの方針

### (1) 見附市の土地利用の方針

見附市の土地利用については、都市計画法に基づく「見附市都市計画マスタープラン（平成22年10月策定）」に基づき進めていくこととしています。

さらに、人口減少、高齢化が進展しても「都市部と周辺地域が持続可能な歩いて暮らせる健幸都市」の実現を目指して、平成29年3月に「見附市立地適正化計画」を策定し（平成31年3月、令和2年3月一部改訂）、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービス施設の利便性の向上や、更なる居住の誘導を図ることで、コンパクトなまちづくりを進めています。

### (2) 見附市立地適正化計画の概要

見附市立地適正化計画では下記区域を設定し、居住や生活サービス施設の誘導を図ることとしています。

#### ① 都市機能誘導区域（市街化区域内）（図1）

医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域。見附地区、今町地区、見附駅周辺地区の3つの市街地を「都市機能誘導区域」として定めています。

#### ② 居住誘導区域（市街化区域内）（図1）

人口密度の維持により、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する地域。

都市機能誘導区域の周辺の市街化区域内、居住誘導を図る必要が高い区域を「居住誘導区域」として定めています。

#### ③ 地域コミュニティゾーン

（市街化調整区域及び都市計画区域外）（図2）

「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」と同等の仕組みを有する、小さな拠点ゾーン、居住誘導ゾーンにより、将来的にも持続可能な生活圏として、生活サービス機能及び居住の誘導を行う地域として、本市独自の設定。

地区ふるさとセンター等を拠点としたエリアを「地域コミュニティゾーン」として定めています。

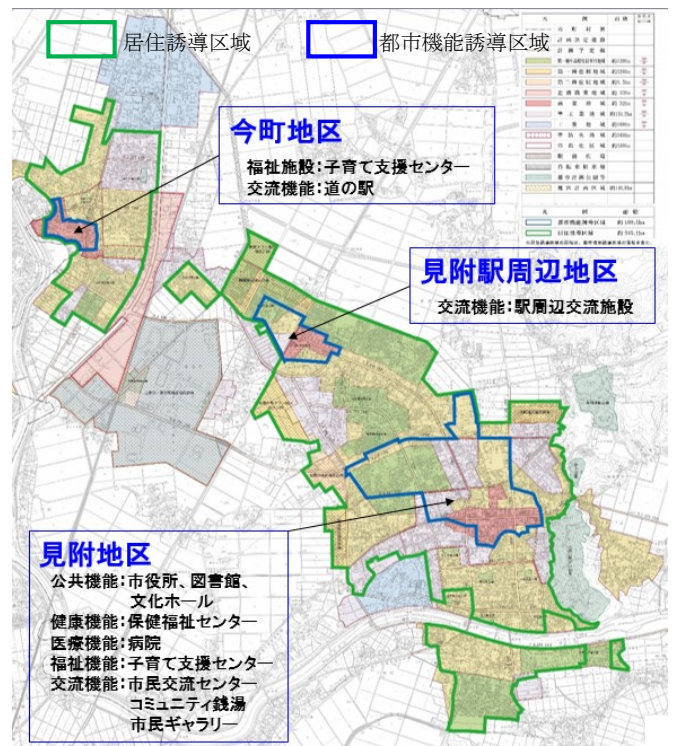


図1 都市機能誘導区域・居住誘導区域及び都市機能誘導施設

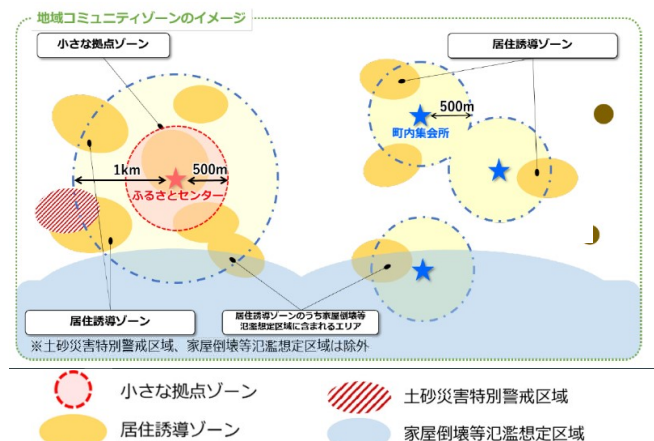


図2 地域コミュニティゾーンのイメージ図